

第4章

その他の事項

本章では、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児*通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項について、施策の方向を示しています。

(1) 障害者等に対する虐待の防止

【施策の方向】

- 虐待により、尊厳を保持しながら安定した生活を送るという権利を損なわれることなく、自分の意思で決定しながら生活できるよう、障害者自身の権利意識を高めるための支援をします。
- 家族等に対する相談支援や交流機会の充実、家族等が抱える課題の解決に向けた支援等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。
- 障害者施設等に働きかけ、従事者の虐待防止に対する理解を深める取組や虐待を早期発見・対応するためのしくみの整備を促進します。
- 障害者関係機関との連携を進め、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の強化を図ります。
- 虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。

(2) 意思決定支援の促進

【施策の方向】

- 相談支援専門員*等に対し、事例検討や研修会等の参加等を通じて、資質及び専門性の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障害のある人がサービスを適切に利用することができるよう、相談の際やサービス等利用計画の作成の際に、必要な情報を十分に得られる環境を整え、意思決定の支援を図ります。

(3) 社会参加等の促進

【施策の方向】

- 関係団体等と連携しながら、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、自主的なサークル活動を支援します。
- 各種大会やイベント、サークル活動等の情報を周知し、参加促進を図ります。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、障害者スポーツへの関心を高めつつ、スポーツに親しむことができる機会を拡充します。
- 県及び関係団体と連携し、障害者スポーツのアスリート発掘・強化に取り組みます。

(4) 障害を理由とする差別の解消の促進

【施策の方向】

- 施設、職場、家庭等、様々な場面における直接的・間接的差別の禁止に向け、障害に対する偏見や社会的排除、制約等、障害に基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための研修を行います。
- 障害を理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、専門機関との連携強化を図ります。
- 広報・啓発活動等を通して、障害特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、日常生活及び社会生活上における様々な場面で合理的配慮の提供を促進します。

(5) 障害福祉サービス*提供事業所における利用者の安全確保

【施策の方向】

- 平常時から、関係機関や近隣住民との情報共有や応援協定の締結等、災害時の利用者の安全確保に向けた取り組みを進めることが出来るよう、支援を行います。
- 施設毎の災害時における避難確保計画について、近隣施設と連携を図りながら災害時に安全な場所に避難が出来るよう、策定や見直しの支援を行います。
- 災害発生時における迅速な判断と適切な対応が行えるよう、様々な災害を想定した訓練の実施について、関係機関と連携を図りながら、支援を行います。

第5章

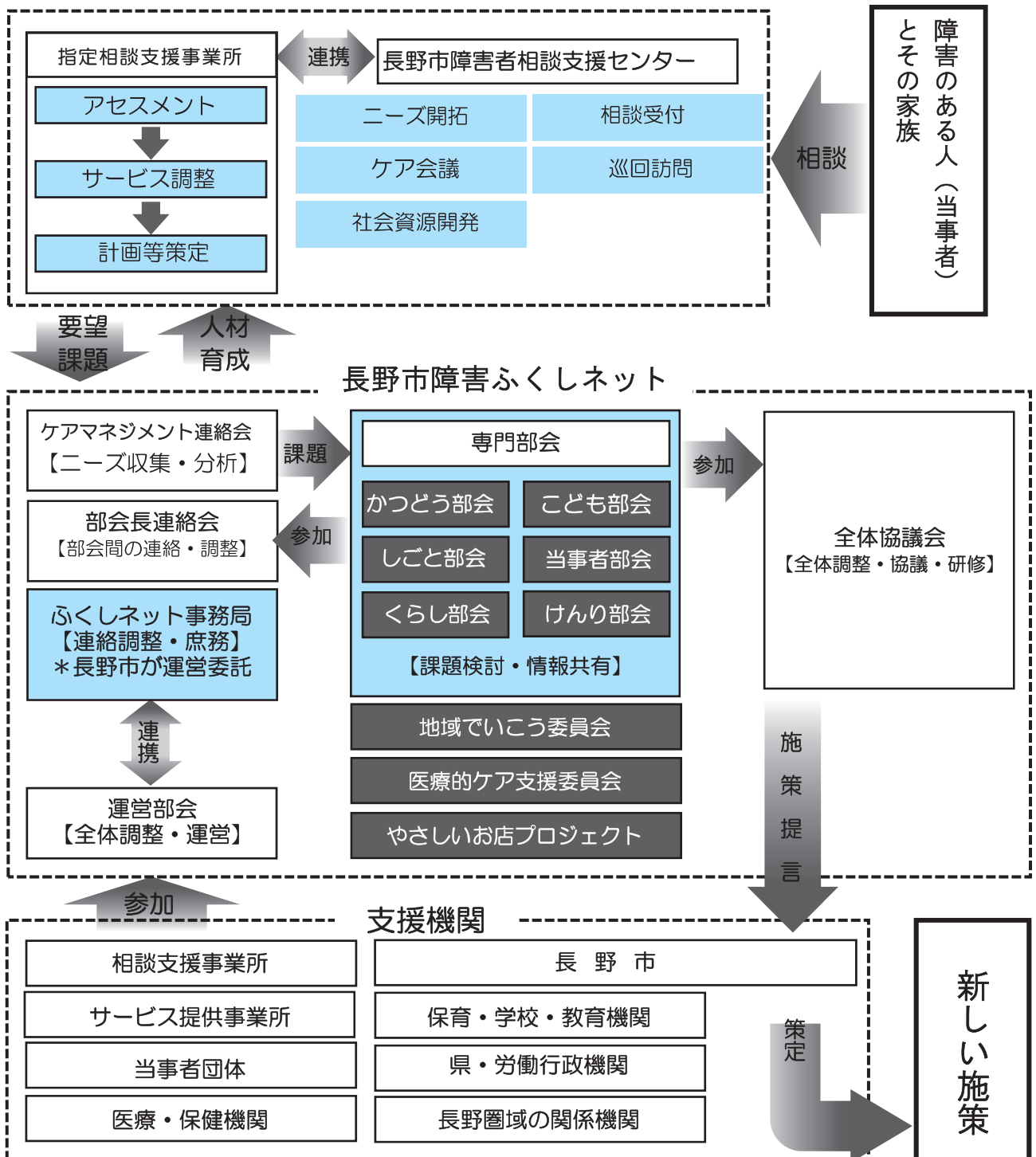
計画の推進

1. 推進体制

(1) 長野市障害ふくしネット（協議会）との連携

本市の障害者支援の中心的役割を担う「長野市障害ふくしネット（協議会）」と市がより一層、綿密に連携しながら、障害福祉サービス*の質の向上と計画の着実な推進に努めます。

また、多くの障害者及びその家族、関係機関等が参加することにより、誰もが人権を尊重しながら、障害があっても地域で自分らしく暮らせるまちづくりに向け、一緒に取り組んでいく体制の強化を目指します。



(2) 障害福祉サービス*の円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、行政、福祉施設、医療機関、当事者団体、長野市障害ふくしネット（協議会）等関係機関が連携し、サービス・事業内容の一層の周知に努めます。また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町村とともに連携して、提供体制の充実に努めます。

(3) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、障害福祉課が中心となり、保健、医療、福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等、障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。

(4) 関係機関との連携

障害福祉施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会*、民生委員・児童委員*や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、ハローワーク*等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

(5) 質の高い事業運営

利用者が必要なサービスを適切に利用できるよう、知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障害者のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。

多くの事業者が内部研修に加えて、外部機関（県、各種団体等）の研修も継続的に受講し、職員のスキルアップに取り組んでいます。利用者が期待するサービスの質の向上を更に求めていきます。

また、指定障害福祉サービス事業者が、適切かつ円滑に事業運営ができるよう、制度についての周知・啓発に努め、利用者の事情を踏まえたサービスを提供するための指導を行うとともに、事業運営及び新規参入がしやすい環境づくりを推進します。

(6) 市独自の障害者支援策の研究

事業者及び当事者団体からの意見や提案を定期的に把握し、庁内関係部局と長野市障害ふくしネット（協議会）において有効性・効率性・実行性の観点から検討し、優先順位の高い提案から、順次、事業化していくように努めます。

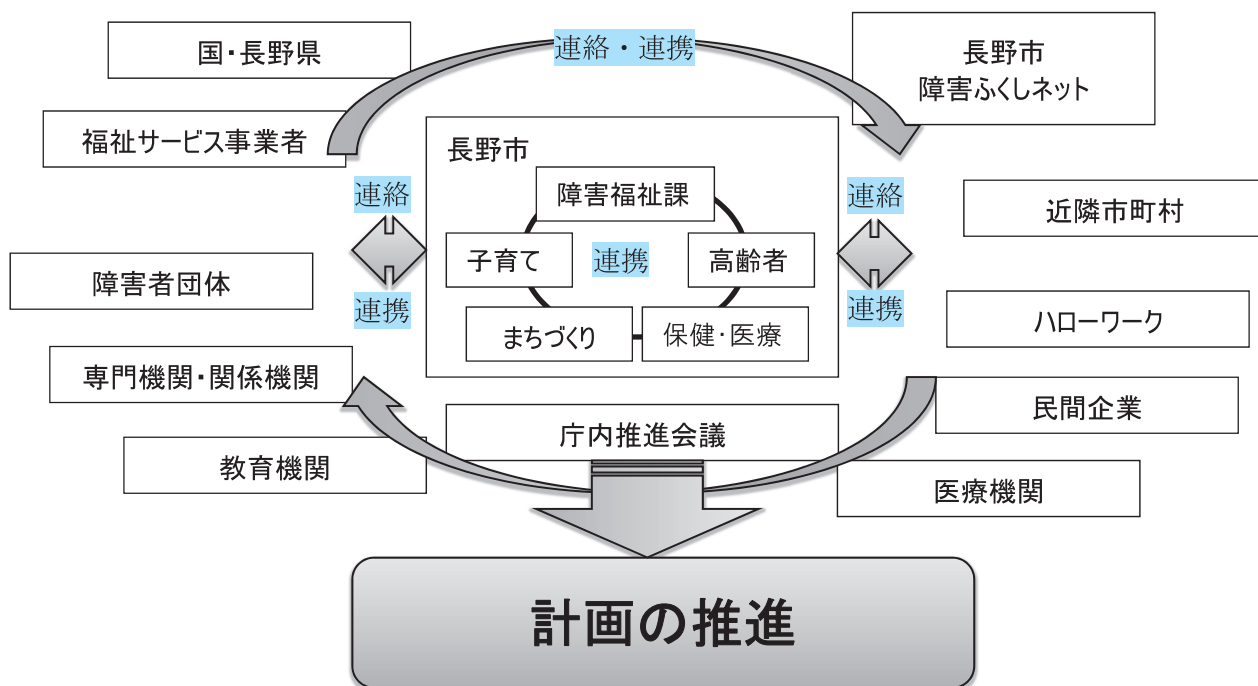
(7) 国や県、近隣市町村との連携

国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障害者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、県や近隣市町村との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

(8) 福祉人材の育成推進

適切なサービス提供に資する職員の資質の向上に努めます。

■計画の推進体制イメージ



2. 進捗管理

(1) 計画の進捗管理手法について

本計画に基づいた施策を着実に実行していくため、障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標の達成状況、各施策の進捗状況の定期的な確認を行います。その結果を、最新の国の状況や動向も踏まえつつ分析を行い、市民視点、当事者視点、専門的視点から適切な評価を行い、必要な事業の見直し等を行います。（PDCAサイクル）

(2) 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる長野市障害者基本計画庁内推進会議で、定期的な協議を行います。また、庁内以外も長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会や長野市障害ふくしネット（協議会）の意見も聴き、必要なサービス提供体制の構築に努めます。

